

令和2年度 第2回清瀬市子ども・子育て会議 会議録（要旨）

日時 令和2年11月20日（金） 10：00

場所 清瀬市児童センター

委員 9名（欠席3名）

事務局

1. 開会

事務局

子ども・子育て会議の委員の定足数を満たしている旨報告する。

2. 議題

委員長

議題に入らせていただきます。

利用定員について事務局から説明をお願いします。

事務局より資料1の説明。

委員長

指定管理から一般的な社会福祉法人設立に移行するという案件です。

ご質問ありますか。

委員

賃借料をとるとのことですか。

事務局

清瀬市の消費生活センター内の建物を、公私連携型保育所として令和3年度以降も無償で貸し出す予定です。

委員

賃借料を取ったとしても、市としては法人の持ち出し分を考えてあげれば、公定価格で、国2分の1、都4分の1で戻ってくるので、国と都からお金が取れたほうが良いのではないですか。

事務局

公定価格で措置される部分がありますが、公私連携型保育所のお話させていただきましたが、他の自治体でも指定管理を行っているところを見ても、これまでも無償で使用していただいているところがほとんどですので、清瀬市でもこのような形で進めていきたいと考えています。

委員長

指定管理の保育園は市内ではここだけで、これで終わりです。
現状においては、新設でオープンしているのは乳児保育園ばかり。保育園を民間が運営するということは最適で、一般的です。委員からご指摘があったような貸与の料金の問題と、施設改修が必要になってくるという、公費で改修していくことについてはまた別の議論が必要かもしれませんが、このことは審議の内容ではないので、指定管理者制度から民間への移行、利用定員が変わらないことについてご異論がないようでしたら、ご承認いただきたいですが、いかがでしょうか。

委員

施設が老朽化してきているということですが、建物は市の財産ですから、市が行う。一方、民設民営でやっているところは自分たちで修繕費を出しています。民間の幼稚園なり、保育園なりの設備改修の公的な資金援助は途中からだとなかなかないです。その辺の状況を教えてください。

委員長

公的な保育に関する設備改修の補助制度について事務局から説明をお願いします。

事務局

民設民営保育園であればそれぞれの経営母体でお金を捻出いただき、建て替えや改修を行っていただいております。
現在、市全体の公共施設の再編の検討を全庁的に行っていますので、消費生活センターも対象になりますので、今回のご意見を踏まえて引き続き検討を行っていきたく思います。

委員長

再編対象になりますか。

事務局

全施設対象となります。

委員

公私の格差というか、公平性。私立でも公立も子育て部分のことで言えば同じなので施設維持となると公立は無償で民間は民間でやるという、維持管理に対して何の援助もないとなりかねないと思う。これから先のひとつの問題として残しておいていただきたいと思います。

委員長

今回の承認案件に関しては利用定員についてですが、指定管理から民設民営に移行することで、設備管理の補助のことは課題として残るので、次の課題としては整理再編、計画としては考えていかなければならないかもしれません。利用定員は減らすことにはならないので、利用定員に関してはご異議ないものとして承認でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

3. その他

事務局

学童クラブの指定管理に関する報告

9月25日に指定管理者選定委員会を開催いたしまして、複数の事業者のなかから特定非営利活動法人 子育てネットワーク・ピッコロが内定となりました。

内定事業者につきましては、指定管理委託料が最も高い価格でしたが、学童クラブを安定的に運営するための人員体制及び職員の処遇についての事業計画が高い評価を得たことから選定となりました。今回、指定管理者制度の導入に伴い、内定事業者の提案も踏まえて改めて現状との変更点について説明させていただきます。

まず、開所時間についてですが、学校のある通常時につきましては、現在午後6時15分までだった時間を45分延長し、午後7時までとなります。土曜日につきましては、現在午前8時30分から午後5時までだった時間を朝は30分早い8時から始まり、終わりは2時間長い午後7時までとなります。夏休みなどの学校三季休業日等につきましては、現在午前8時30分から午後6時までだった時間を朝は30分早い8時から始まり、終わりは1時間長い午後7時までとなります。

次に、延長利用料金についてですが、現在は延長利用料金をいただいておりませんが、利用時間の延長に伴い新たに設定する予定となっております。延長利用料金

の対象としましては、現在の開所時間を勘案し、午後 6 時 15 分から午後 7 時までを予定しております、月額 1,800 円、日額 350 円を予定しております。

次に、人員体制でございますが、各事業者において提案を様々ないただいたところですが、現行の人員体制と同様の体制で学童クラブを運営することになりました。

次に、職員の処遇についてですが、この点についても各事業者において提案を様々ないただいたところですが、内定事業者におきましては、国のキャリアアップ手当を活用するなかで職員の処遇は増額となります。また、これまで昇給制度はございませんでしたが、昇給制度の導入も行われることとなります。内定事業者におきましては、この他にもこれまでなかった事項といたしまして、運営委員会の設置や、仕出し弁当の導入、子ども食堂との連携による地域での取り組みを新たに展開される予定となっております。以上が、指定管理事業者内定に伴う変更点の説明でございます。

次に、保護者説明会でございます。先日、11 月 14 日と 15 日に内定事業者とともに指定管理を導入する各施設で説明会を行ってまいりました。保護者からはピッコロさんのサービスを利用したこともある方がいらっしゃいまして、ピッコロさんで安心したとの声もいただいたところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。指定管理事業者の選定には議会の議決が必要となりますので、12 月議会で議決を予定しております。議決前ではございますが、既にピッコロさんとは採用に関わることや勤務シフト、子ども食堂との連携において打ち合わせをさせていただいているところでございます。市といたしましても 4 月に向けてしっかりと引き継ぎを行いスムーズな移行に努めてまいりたいと考えております。